

【様式1】 < HP掲載リスト様式 >

事業番号	事業名	担当府省	関連項目 (注)	要望額(百万円)	事業主体	事業内容	事業目的・効果
79	「農業者戸別所得補償制度」のうち「米価変動補填交付金」	農林水産省	i	102,841	国	<p>農業者戸別所得補償制度は、大きく次の3つの交付金からなっています。</p> <p>(1)米の所得補償 主体的判断で需給調整に参加して米を生産する農業者に対して、</p> <p>① 定額部分 恒常的なコスト割れ相当分を支払う「米の所得補償交付金」</p> <p>② 変動部分 その年の米価の下落分を補填する「米価変動補填交付金」</p> <p>(2)畑作物の所得補償 麦、大豆等の畑作物を生産する農業者に対して、「恒常的なコスト割れ相当分」を支払う交付金</p> <p>(3)水田活用の所得補償 水田転作での麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、「主食用米並の所得確保相当分」を支払う交付金</p> <p>今回の日本再生重点化措置の要望額にエントリーしているのは、(1)の②の米価変動補填交付金です。</p> <p><新成長戦略への位置付け> 「新成長戦略」(22年6月)では、農林水産分野の成長産業化に向けた取組として、『戸別所得補償制度』の導入が掲げられており、我が国経済社会の再生に資するものとの位置づけ。また、民主党マニフェストでも農政の最大の柱として位置づけられています。</p>	<p>【目的】 ・収益性の低い土地利用型農業について、意欲ある農業者の農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と多面的機能を維持します。</p> <p>【現状】 ・23年度における本制度への申請件数は、122万件となっています(以前の水田・畑作経営所得安定対策では21年度8万件)。</p> <p>・米の過剰作付面積は、農業者の主体的判断の下で21年産の4.9万haが23年産は2.2万haに減少しております。</p> <p>【効果】 ・大規模層ほど加入率が高くなっており(5ha以上層では98%が加入)、交付金の過半は大規模層に交付(58%が2ha以上層(加入者の1割))しています。</p> <p>・全国一律単価で交付するため、コストダウンした者は、その努力に応じて所得の向上が図られる仕組みです。このため、規模拡大を誘導する効果があります。</p> <p>・本年2月に実施したアンケート調査では、モデル対策に加入した農業者の4人に3人はモデル対策を評価するとの回答があったところです。</p> <p>・農業者や地方公共団体からは、この制度を法制化し、安定的に実施してほしいとの要請が多数寄せられています。</p>

80	「攻めの担い手」育成対策	農林水産省	i	5,832	国・都道府県	<p>・地域の中心となる経営体へ農地の70%以上の集積しようとする地区を対象として、農地の大区画化・汎用化を実施し、地域農業の柱となる大規模経営体の育成に資するものです。</p>	<p>【現状】 ・農業者の高齢化・後継者難、農家所得の減少等、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況ですが、我が国が活力を取り戻すために、地域の基幹産業である農業が魅力的な成長産業となる必要があります。</p> <p>【目的】 ・「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針」(平成23年10月25日食の農林漁業の再生推進本部決定)に位置づけられた「平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造」による持続可能な力強い農業を実現します。</p> <p>【効果】 ・従来の農地整備事業では、農地集積率は、20%前後から55%へ向上しています。 ・本対策では、これをさらに進め70%以上の集積を目指すとともに、農地の大区画化・汎用化によって、米生産費を6割(従来の農地整備事業では3割)低減、大豆・麦の4割増収、品質向上を実現し、農業の競争力・体質を強化します。</p>
----	--------------	-------	---	-------	--------	---	--

81	森林・林業再生対策	農林水産省	i	17,550	国・地方公共団体等	<p>・大規模な森林施業の集約化や民有林と国有林による共同施業等に取り組む地域について、搬出間伐や高密度な路網の整備を重点的に支援します。</p>	<p>【現状】 ・我が国の森林資源は充実しつつあり、林業・木材産業の構造転換も緒についていることから、木材自給率は近年上昇傾向にあります(H14:18%→H22:26%)。</p> <p>【目的】 ・我が国の林業の構造転換を加速化し、成長産業として定着させるためには、集約化施業と路網整備を核とした政策展開が重要です。 ・このためには、森林の多様な所有構造や傾斜、立地など我が国林業の社会的自然的条件に応じた様々なパターンの成功事例を確立し、広めていくことが不可欠です。 ・本対策は、このような施業の集約化や路網整備に対し支援することにより、成功事例を早急に確立し、効率的な林業生産を全国的に展開しようというものです。</p> <p>【効果】 ・本対策の実施により、高い生産性が確保され、約9万ヘクタールの搬出間伐の実施が見込まれ、国際約束の森林吸収目標の達成に大きく寄与するとともに、木材の生産が増え、木材自給率50%以上の達成にも寄与します。さらに、山村地域の雇用を創出し、地域の活性化に大きく貢献します。</p>
----	-----------	-------	---	--------	-----------	---	---

82	近代的・資源管理型の水産対策	農林水産省	i	5,105	<p>国・地方公共団体</p> <p>(水産物の輸出促進に向けて) ・水産物の輸出に向けた取組を行う流通拠点漁港を対象に、高度衛生管理型の荷捌き所・岸壁、汚水処理施設等の整備を実施します。</p> <p>(複数県連携による水産資源の回復に向けて) ・複数県が連携して水産資源の回復の取組を行う場合に、水産生物の育成・産卵の場となる増殖場や藻場・干潟の造成等の広域的な整備を実施します。</p>	<p>【現状】 ・我が国周辺海域の低位水準にある水産資源の回復を複数県が協力して実施するとともに、EU・アジア等への輸出促進等に資するHACCP対応衛生管理により、高品質で安全な水産物の提供体制を早急に整備する必要があります。</p> <p>【目的】 このため、事業完成時期の前倒しにより事業効果の早期発現を図り、我が国水産業の成長産業化を加速し、新成長戦略を推進します。</p> <p>【効果】 ・本対策の推進地区において、EU等の衛生基準を満たした水産物の輸出が可能になるとともに、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の10%向上目標にも大きく寄与します。(H22年度:34.6%) ・また、事業完了後も複数県が連携して共通する資源の広域的なモニタリングを実施することによって、従来の取組以上に資源の回復効果が見込まれることから、概ね14.5万トンの水産物の増産目標にも大きく貢献します。</p>
----	----------------	-------	---	-------	--	---

83	集中豪雨等による災害防止対策	農林水産省	iv	19,306	国・地方公共団体等	<p>(農地の湛水被害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の湛水被害等が周辺の公共施設にも及ぶおそれのある地域等を対象に、農業排水路等の整備を行います。 <p>(山地における再度災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地の深層崩壊など激甚な災害により孤立集落が発生するおそれのある地域等を対象に、山腹の崩壊・落石防止対策などの山地災害の予防対策を行います。 <p>(沿岸農地の浸水被害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化等による機能低下により沿岸農地の浸水被害の可能性が高まっている地域等を対象に、海岸保全施設の整備を行います。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近、従来は見られなかったような集中豪雨が発生し、10年前に比べ発生頻度が2倍、被害金額が2.6倍になるなど、自然災害が多発・激甚化しています。その際、農山漁村では、農林漁業被害だけでなく、一般・公共施設への被害や道路が寸断されることによる被災集落の孤立化が深刻となっています。 <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本対策では、農林漁業の基盤整備を通じて、災害時にあっても農地・森林・漁港等を守ることにより、周辺の一般・公共施設等も守られます。地域住民が避難できる避難拠点や避難経路等が守られるという観点を重視します。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 湛水被害の常襲地帯における農地の被害を防止(約24,000 ha(海拔ゼロメートル地帯の2割に相当))。 山地災害の発生危険地域における被害を防止(約400地区)。 津波・高潮等による浸水被害から沿岸農地等を防護(約160ha)。 小学校・コミュニティーセンター等の災害時の避難拠点と、病院・老人ホーム等の災害弱者の安全を確保(150施設程度)。 地区内の避難経路を確保し、主要幹線道路までのアクセスを確保(1地区当たり道路13km程度)。
----	----------------	-------	----	--------	-----------	--	---

(注) i. 新たなフロンティア及び新成長戦略(科学技術・エネルギー・海洋・宇宙等、インフラ整備を含めた成長基盤の強化)、
ii. 教育(スポーツを含む)・雇用などの人材育成、iii. 地域活性化(新たな沖縄振興政策を含む)、iv. 安心・安全社会の実現